

ア 鉄道新線建設および他の運輸事業の譲受  
 イ 国鉄に関連する連絡船航路または自動車運送事業の開始  
 ウ 営業線の休止および廃止

(2) 運輸大臣は公共の福祉を増進するため、とくに必要があると認めるときは、国鉄に対し監督上必要な命令をすることができる(同法第54条第1項)。

(3) 運輸大臣は監督上必要があると認めるときは、国鉄に対し報告させることができる(同法第54条第2項)。

(4) なお予算決算など諸財務についての日本国有鉄道法上の一定の事項については、運輸大臣の承認または認可を必要とする。

(5) また国鉄の建設・運転・施設に関しては、鉄道営業法にもとづく日本国有鉄道建設規程・日本国有鉄道運転規則により、運輸営業に関しては、鉄道営業法およびそれにもとづく鉄道運輸規程によって規制されている。

国鉄の監督については、これを中央においてもっぱら行い、鉄道監督局国有鉄道部において所掌している(運輸省設置法第27条、運輸省組織令第44~48条)。

## 2 民営鉄道に対する監督

民営鉄道に対する国の監督作用は、その敷設経営を免許(軌道にあっては特許)にかからしめている点でもっとも顕著に現われているが、さらに免許(特許)された鉄道に対して国は、各種の方法で監督を行っている。地方鉄道法、軌道法、専用鉄道規程および索道規則に規定されている監督権限行使の方法をあげると(1)行政上の手続によるもの(2)実地監査および命令によるもの(3)制裁を加え過剰者の行為を強制するものに分つことができる。

(1) 行政上の手続によるもの 書面審査を主としたもので、許可・認可または届出・報告の義務を課しているのがこれである。そのおもなものをあげるとつぎのとおりである。

### ア 地方鉄道法にもとづくもの

(1) 許可 鉄道の貸借、営業管理の受委託、運転管理の委託または受託、鉄道の譲渡、営業の廃止および休止、運転例外取扱、建設にかかわる特別設計

(イ) 認可 起業目論見変更、工事施行、線路または工事方法変更、車両設計、車両設計変更、会社の合併、運輸の開始、会社の解散決議、運賃の制定および変更、料金の制定および変更、運賃の割引、旅客・混合列車の速度・度数の制定および変更

(ウ) 届出 起業目論見変更(軽微なもの)、工事着手、車両竣工(しゅんこう)、運輸開始の実施

### イ 軌道法にもとづくもの

(ア) 許可 軌道の譲渡、事業もしくは運転管理の受託および委託、営業の廃止および休止、建設にかかわる特別設計、運転例外取扱、運輸にかかわる特別取扱

(イ) 認可 起業目論見の変更、工事施行、会社の解散、運輸の開始、運賃の制定および変更、料金の制定および変更、車両設計、車両設計変更、会社の合併、運賃臨時割引、線路および工事方法変更、運転速度・度数の制定変更

(ウ) 届出 起業目論見の変更(軽微なもの)、工事着手および変更、運輸開始の実施

### ウ 専用鉄道規程にもとづくもの

(ア) 許可 鉄道の譲渡

(イ) 認可 車両設計、目的外使用、運輸開始、工事方法変更

(ウ) 届出 商業登記、車両廃止

### エ 索道規則にもとづくもの

(ア) 許可 事業の譲渡、専用索道の架設

(イ) 認可 工事施行、工事方法の変更、運賃および料金の制定変更、運輸開始、会社の合併、事業の休廃止

(ウ) 届出 権利義務の承継、工事着手、運転事故

(2) 実地監査 鉄道の保安をはかるために、建設規程、運転規則などにより、一定の規格を定めるとともに、線路、車両など施設の工事の方法、運転速度および度数について個々に認可する制度が採用されているが、さらに鉄道保安の完全を期するためには、常時諸施設の実態を監査し、その維持改良について適切な処置が講ぜられる必要がある。また営業および会計の状況についてその公共性を確保させる必要上、地方鉄道法は第23条において、軌道法は第13条および第26条において、それぞれ実地監査について規定している。監査は大別して**技術監査**、**運転監査**、**営業監査**、**会計監査**および**竣(しゅん)工監査**となるが、竣工監査は工事、車両の竣工した場合に運輸開始前または使用前に監査することにより、事故を防止しようとするものであり、他の監査は上述の目的のために定期的に、あるいは必要に応じて随時に行っている。監査の結果、法令もしくは法令にもとづく命令に違い、または不適当と認めるときは改築命令または改善命令を出すことができ、また必要あるときは工事、運輸または設備使用の停止命令を出すことができる。このほか地方鉄道法第25条は、運輸に関する命令につき規定し、地方鉄道業者に他の陸上運送事業者と連絡運輸、直通運輸、運賃協定その他運輸に関する協定をなすべきことを命じるものとし、第17条には設備の共用および変更命令につき、第21条には運賃その他の変更命令につき規定している。

(3) 制裁 違反者に一定の罰則を課し、あるいは代執行などの方法でその執行を強制するとか、そのほか役員の解任、免許の取消などがある。

民営鉄道に対する監督は、上述のように法令にもとづく監督権の行使という形で行われるほか、その建設をはじめ運輸・運転・施設・車両・会計などにつき一定の規格、基準を定めてそれによらしめることにより、安全かつ正確な輸送の確保をはかり、また運送契約、輸送秩序などの基本を定め、公共の福祉の増進をはかっている。すなわち地方鉄道については、鉄道営業法を基本法とし、それにもとづく地方鉄道建設規程、地方鉄道運転規則、鉄道運輸規程、地方鉄道係員職制などがあり、また地方鉄道法にもとづく地方鉄道業会計規則がある。軌道については軌道法にもとづく軌道建設規程、軌道運転規則、軌道運輸規程、軌道係員規程、軌道業会計規則などがある。専用鉄道は専用鉄道規程により規制し、索道については索道規則により規制している。なお無軌条電車については軌道法および同法付属法令により規制しているが、その特殊な構造から建設・運転については、無軌条電車建設規程、無軌条電車運転規則によって規制している。

民営鉄道に対する監督は、軌道法関係が一部建設大臣と共管となっているほか、ほとんど全部が運輸大臣に一元化されている。運輸省においては、鉄道監督局民営鉄道部においてその事務を所掌している。また地方機関として全国9箇所(札幌・仙台・新潟・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡)に陸運局を置いている。なお所掌事務の詳細については、運輸省設置法第27・51条、運輸省組織令第41・49~51条までに規定されている。

民営鉄道のうち軌道(無軌条電車を含む)については、運賃・運転関係など以外の事項の監督は運輸・建設両省の共管となっている。これは軌道が原則的には、道路上に敷設されることに